

## 松田ブランド認定要領

### (目的)

第1条 この要領は、松田町のイメージアップと産業振興を図るため、松田町を広く発信するために開発された産品等を、松田ブランドとして認定するにあたり必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 事業者 農業、林業、商業、工業、サービス業等を営む者又はこれらの者で組織する法人、団体等とする。
- (2) 商品 前号の事業者が販売を目的として製造または加工した商品等とする。
- (3) 認定 松田ブランド認定委員会（以下、「委員会」という。）が商品「松田ブランド」として認定すること。

### (認定申請)

第3条 認定を申請しようとする事業者（以下、「申請者」という。）は、委員会が別に定める期間内に松田ブランド認定申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 申請者は、松田町内に住所（法人その他の団体にあつては、本店等の事業拠点の所在地）を有し、かつ、商品の製造または加工について、関係する法令及び条例による許可、認可又は届出の必要がある場合において、これらの許認可を受けた者もしくは届出を済ませた事業者とする。ただし、法人その他の団体で、事業拠点が町外の場合には、本店等の代表者が松田町内に住所を有することとする。

3 申請できる商品は、前項の申請者がその権利を所有するものに限る。

### (認定基準)

第4条 委員会は、松田ブランドの認定にあたり、松田ブランド

認定基準（以下、「認定基準」という。）を定めるものとする。

2 委員会は、認定基準を定めたときは、これを公表するものとする。

3 前項の規定は、認定基準を改正する場合においても準用する。

（認定の審査）

第5条 委員会は、第3条の認定申請があったときは、認定基準に基づく適正な認定審査を行うための会議（以下「審査会」という。）を開催する。なお、審査会の開催にあたっては、松田ブランド認定委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第6条の規定を準用する。

（モニタリング会）

第6条 審査会の開催にあたり、委員会は松田ブランド認定審査のためのモニタリング会（以下「モニタリング」という。）を開催する。

2 モニタリングでは、松田ブランドモニタリングシート（第3号様式）に基づき5段階評価で採点し、モニタリングの結果はそのまま審査会に付するものとする。

3 モニタリングでの審査を行う者（以下「モニター」という。）は公募とし、モニタリングの都度、事前に抽選にて決定する。

4 モニタリングは5名以上のモニターをもって開催する。

5 モニターの報償は無償とする。

（審査会）

第7条 審査会は次の方法により行うものとする。

（1） 各委員は、認定基準に規定する審査項目をモニタリングの結果を参照して総合的に判断し、松田ブランド認定審査評価シート（第4号様式）に基づき5段階評価で採点する。

（2） 各審査項目における平均が3.0点以上で、かつ、合計点数の平均が3.5点以上のもの、または、総合評価の平均点が4.0点以上のものを審査会で協議し、認定

して可であるかを決定する。

(認定の決定)

第8条 委員会は、認定の可否を決定したときは、その結果を松田ブランド認定審査結果通知書（第5号様式）により、事業者  
に通知するものとする。

2 前項の規定により認定することの通知を受けた事業者は、委員会が指定する日までに松田ブランド認定に係る誓約書（第6号様式）を提出するとともに登録料を納めるものとする。

3 委員会は、前項の誓約書及び登録料の納付を確認したときは、対象商品を松田ブランドとして認定し、その事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、松田ブランド認定書（第7号様式）を交付するものとする。

(特例による認定)

第9条 委員会は、松田町長（以下「町長」という。）から認定を推薦された商品については、第5条に規定する認定の審査を行わずに、認定の可否を決定出来るものとする。

2 前項に規定する町長が委員会に推薦する商品は、委員会が定める認定基準に加え、次の各号のいずれかを満たすものとする。

(1) 耕作放棄地対策等の町における課題の解決を目的に開発された商品

(2) 町の産業振興や地域経済の活性化を目的に開発された商品

(3) その他町長が特に認定が必要と認める商品

3 第1項の規定に基づき、認定の可否を委員会に諮るときは、町長は認定推薦書（第14号様式）を委員会へ提出しなければならない。

(認定の公表)

第10条 委員会は、松田ブランドの認定をしたときは、認定することとした対象商品等（以下「認定品」という。）について、次の事項を公表するものとする。

( 1 ) 認定品の名称

( 2 ) 認定事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び本店等の事業拠点の所在地）

（認定の有効期間）

第 1 1 条 認定の有効期間は、原則として認定の日から、その 3 年間を経過する日の属する年度の末日までとする。

（認定登録料）

第 1 2 条 第 8 条第 2 項に定める登録料は、一認定品につき 1 0 0 , 0 0 0 円とする。ただし、認定されることによる売上増等の効果が明らかであると委員会が判断するまでの当面の間は、登録料は 5 , 0 0 0 円とする。

2 納付済みの登録料については、いかなる場合も返金しないものとする。

（認定の更新）

第 1 3 条 第 1 1 条に規定する認定の有効期間が満了する場合において、認定の更新を受けようとするときは、その有効期間の満了する年度の 1 2 月 3 1 日までに、松田ブランド認定品更新申請書（第 8 号様式）を提出するとともに更新料を納めるものとする。

2 第 5 条及び第 7 条、第 8 条、第 1 0 条の規定は、前項の場合においても準用する。

（更新料）

第 1 4 条 前条第 1 項に定める更新料は、一認定品につき 5 0 , 0 0 0 円とする。ただし、認定されることによる売上増等の効果が明らかであると委員会が判断するまでの当面の間は、更新料は 5 , 0 0 0 円とする。

2 納付済みの更新料については、いかなる場合も返金しないものとする。

（認定内容の変更）

第15条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、松田ブランド認定品申請事項変更届出書（第9号様式）により、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 認定事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び本店等の事業拠点の所在地）を変更したとき。
- (2) 認定品の名称を変更したとき。
- (3) 認定品の規格、形状又は包装若しくは容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (4) その他認定申請書の記載事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき。

2 委員会は、前項の届け出があつたときは、松田ブランド認定品変更確認書（第10号様式）を交付するものとする。この場合において、認定事業者はその変更が重大な変更であると判断するときは、事前に委員会に審査会の開催を求めなければならない。

（ブランドマーク及びロゴの表示）

第16条 認定事業者は、別に定める松田ブランドマーク及びロゴを、認定品の包装又は容器に表示しなければならない。ただし、その表示が困難なときは、認定品を生産し、又は販売する本店等の事業拠点に表示するものとする。

2 前項の表示に係る費用については、事業者の負担とする。

（調査及び検査）

第17条 委員会は、必要があると認めるときは、次の方法により認定品の調査及び検査を行うことができる。

- (1) 認定品の生産又は販売を行う事業所等への立入検査
- (2) 認定品の成分その他の表示内容に係る品質検査

2 委員会は、前項第1号に規定する立入検査に当たっては、あらかじめ認定事業者の同意を得るものとする。

（認定基準遵守のチェックと責任の所在、事故への対応）

第18条 本事業は、自主申告及び自主管理を原則とすることから、認定品に問題が生じた場合の責任は、認定事業者自身に帰属するものであり、認定品の流通、販売、消費又は使用において事故が発生したときは、認定事業者が一切の責任を負うものとする。

2 認定事業者は、前項に定める事故の内容を確認したときは、速やかに委員会に報告するとともに、委員会の指示があったときは、その報告書を委員会に提出するものとする。

3 委員会は、認定品の苦情等を受けたときは、速やかに認定事業者に対しその内容を連絡し、認定事業者は、これに誠意をもって対応し、その状況を委員会に報告するものとする。

4 委員会は、事故の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表するものとする。

5 委員会は、前項の公表により、認定事業者及びその取引先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとする。

(認定の取り消し)

第19条 委員会は、認定品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 松田ブランド認定取り下げ届出書(第11号様式)の提出があったとき。

(2) 更新申請の手続きがなされなかったとき。

(3) 次条第3項の規定による報告がないとき。

(4) 認定基準に適合しなくなると認められるとき。

(5) 虚偽の申請に基づき認定を行ったと認められるとき。

(6) 認定品の生産又は販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。

(7) その他松田ブランドの認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。

- 2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、松田ブランド認定取消通知書（第12号様式）により、その旨を認定事業者へ通知するとともに、必要と認めるときは、その認定品及び認定事業者を公表することができる。
- 3 ブランド認定期間中にその認定を取り消した場合であっても、その登録料及び更新料は返金しないものとする。
- 4 第1項の規定により認定の取り消しを受けた認定事業者は、その取り消しの日から1年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。
- 5 第1項第1号の認定の取り下げの届け出は、松田ブランド認定取り下げ届出書（第11号様式）により行うものとする。

（認定事業者の責務）

第20条 認定事業者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の素材、製法、技法、品質又はデザインを維持しなければならない。

- 2 認定事業者は、認定品の生産及び販売を通じて、松田ブランドの認定に関する普及及び啓発に協力しなければならない。
- 3 認定事業者は、認定品に関する松田ブランド認定品報告書（第13号様式）により毎年1回、委員会が別に定める時期に認定品の状況を報告しなければならない。

（委員会の責務）

第21条 委員会は、認定品のPR等販売促進を行い、地域事業者及び地域産業の振興及び活性化に貢献しなければならない。

（書面会議）

第22条 委員会は、会議の開催については、必要に応じて書面開催とすることができる。

（その他）

第23条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

( 施行期日 )

この要領は、平成 2 8 年 5 月 1 2 日から施行する。

( 施行期日 )

この要領は、公布の日から施行する。